

議案第 20 号

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の一部改正により、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課されることに伴い、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 25 号)
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項を次のように改める。

6 自転車を利用する者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

7 自転車を利用する者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用
ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第 9 条第 3 項中「当該幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、」を「幼児又は児
童が自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に」に改める。

第 11 条第 4 項中「幼児、児童及び高齢者による」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(自転車を利用する者の責務)</p> <p>第4条 1～5 省略</p> <p>6 <u>自転車を利用する者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。</u></p> <p>7 <u>自転車を利用する者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p> <p>第5条～第8条 省略 (保護者等の責務)</p> <p>第9条 1・2 省略</p> <p>3 <u>幼児又は児童を保護する責任のある者は、幼児又は児童が自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p> <p>第10条 省略 (広報及び啓発)</p> <p>第11条 1～3 省略</p> <p>4 本市は、乗車用ヘルメットの使用を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>5 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(自転車を利用する者の責務)</p> <p>第4条 1～5 省略</p> <p>6 <u>高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットを使用するよう努めなければならない。</u></p> <p>第5条～第8条 省略 (保護者等の責務)</p> <p>第9条 1・2 省略</p> <p>3 <u>幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p> <p>第10条 省略 (広報及び啓発)</p> <p>第11条 1～3 省略</p> <p>4 本市は、<u>幼児、児童及び高齢者による乗車用ヘルメットの使用を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>5 省略</p> <p>以下省略</p>